

平成 29 年 2 月 21 日

## 工事契約における最低制限価格の算出に係る ランダム係数設定方法の変更について

工事契約の最低制限価格は、工事価格の基となる直接工事費や共通仮設費などの経費に、それぞれ一定の率分を乗じ合計した額（以下「算定基礎額」という）に、電子入札システム上で無作為に抽出されるランダム係数を乗じて次の計算式のとおり算出しています。

現行では、算定基礎額に乘じられるランダム係数の値によっては、算定基礎額よりも高い入札が、最低制限価格未満として不調となることがあります。このことを解消するため、ランダム係数の設定方法を次のとおり変更します。

※入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額としているため、ここでの説明は全て税抜きとしています。

### 【参考】最低制限価格の計算式

$(\text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times \text{ランダム係数}$

算定基礎額

#### ※ランダム係数とは

1.0000 から 1.0050 の範囲内で電子入札システムにより無作為抽出される数値（最低制限価格の価格漏えいを防止するために用いられるもので、開札時まで本市職員も確認することができません。）

### 1 ランダム係数の設定方法の変更点（次頁参照）

上記計算式で算出された最低制限価格から予定価格までの範囲内に入札がない場合で、**「算定基礎額」から「算定基礎額にランダム係数の最大値（1.0050）を乗じた価格」の範囲内に入札があったときは、その範囲内で最も高い入札の価格を最低制限価格の上限額とし、その上限額以下になるよう算定基礎額に乘じるランダム係数を設定します**（最低制限価格未満の不調となるランダム係数は設定の対象外とします。）。

なお、ランダム係数はシステムで無作為に設定されます。

### 2 実施時期

**平成 29 年 2 月 21 日（火）以後に公告又は指名する工事（契約番号が 17 から始まる 29 年度契約分）から実施します。**

平成 28 年度契約（契約番号が 16 から始まるもの）は従前の設定方法になります。

お問い合わせ先  
財政局契約第一課  
電話：671-2244

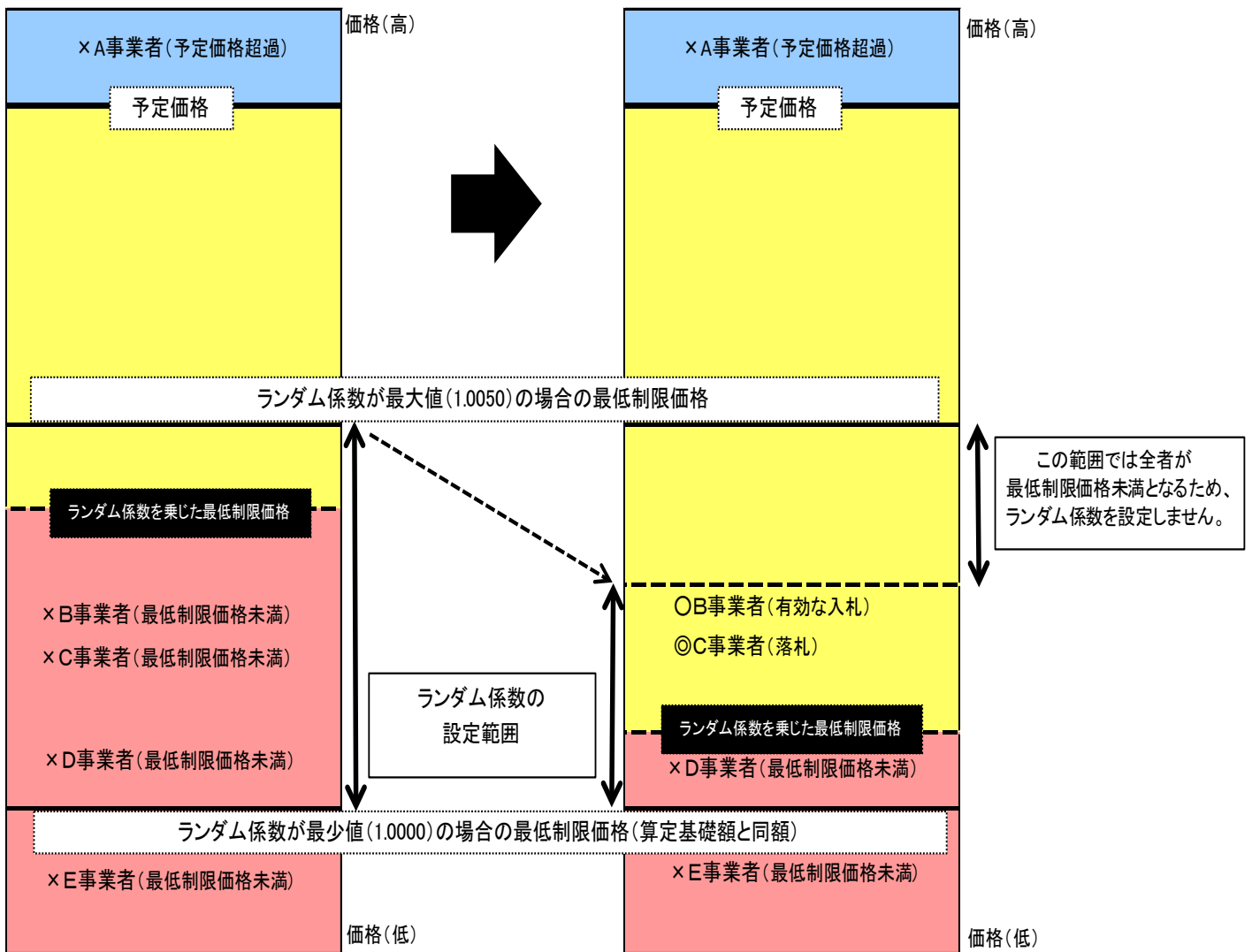
●ランダム係数設定のイメージ図

現行

変更後

入札参加者がAからEの5者の場合、  
Aは予定価格超過  
Eは最低制限価格未満  
BCDはランダム係数により最低制限価格未満となり、入札は不調となります。

「算定基礎額」から「算定基礎額にランダム係数の最大値(1.0050)を乗じた価格」の範囲内に入札があった場合、その範囲内で最も高い入札の価格を最低制限価格の上限額とし、その上限額以下になるよう算定基礎額に乘じるランダム係数を設定します。  
今回の事例では、Dは最低制限価格未満、BCは有効な入札となり、入札価格の低いCが落札となります。



※図中の青色部分は予定価格超過の価格帯、黄色部分は入札が成立する価格帯、赤色部分は最低制限価格未満の価格帯を示しています。